

国 民 健 康 保 険 関 係 語 句 説 明

1. 資格関係

- 保 険 者：都道府県（平成 30 年 4 月～）、市町村
- 納税義務者：住民基本台帳上の世帯主（世帯の生計を維持する者）
- 被 保 険 者：住所を有し、国保に加入している者、国民健康保険には、扶養者の定義はないため、全員が被保険者
- 擬制世帯主：世帯主が国保の被保険者ではなく、同一世帯に国保の被保険者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。
- 医 療 費：医療にかかる費用（療養の給付）。国民健康保険では、7割又は8割を保険者が負担し、被保険者は、3割又は2割（未就学児・一定条件を満たした70歳以上75歳未満）を自己負担（一部負担金）します。

2. 国民健康保険税関係

●国民健康保険税

「医療分」「支援金分」「介護分」の3つで構成されており、それぞれ「所得割」「均等割」「平等割」の3つの方式で課税します。

医 療 分：被保険者が医療機関窓口にて支払う自己負担額（2割～3割）以外の医療費を保険者が負担する財源となるもの。

支援金分：後期高齢者医療へ支払うための財源を確保するもの。

介 護 分：40歳から64歳までの介護保険2号被保険者資格の方が加入している健康保険で課せられるもの

所 得 割：前年中所得額から国保基礎控除額を引いた額に税率をかけたもの

均 等 割：加入者1人ごとに課せられるもの

（未就学児は軽減後の額に50%を乗じた額）

平 等 割：1世帯ごとに課せられるもの

※税率等は、別紙「国民健康保険からのお知らせ」令和7年度（本算定算定期に通知書に同封）をご覧ください。

●国保税算定額

$$\text{算定額} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

●国保税調定額

調定額＝算定額－均等割軽減額－平等割軽減額－限度超過額－増減額

○調 定 額：加入者が納めるべき税額

○軽 減 額：国保税の 均等割 、平等割 に対する減額

○限度超過額：課税限度額を超えた金額

○増 減 額：異動等年度途中で税額が変更となった場合に生じる差額

●本算定

当該年度（4月から翌3月まで）の保険税額を確定するものです。

清須市は毎年7月1日が基準日となります。

●国保税軽減額

低所得世帯に対し保険税の均等割、平等割を減額する制度です。

基準は前年総所得金額にて判定されます。

●賦課限度額

国保課税額がどれだけ多くても、決められた額までしか課税されない額のことと、医療分、支援均分、介護分それぞれで額が決められています。

被用者保険では、最高等級の保険料となる被保険者が0.5%～1.5%の間となるよう法定化されており、国保も1.5%となるよう定めている。

●国民健康保険税の徴収方法

国民健康保険税の徴収方法は、以下の2つの方法があります。

・普通徴収：納付書若しくは口座振替にて支払う方法。

・特別徴収：年金支払い時に国民健康保険税分を差引いて支払う方法。

(被保険者全員が65歳以上であり、基礎年金の50%が上限となる)

(優先順位は、介護保険料、国保・後期、市民税の順となる)

3. その他について

●一般会計繰入金

国民健康保険は、特別会計にて運営されており、特別会計の収支不足を補填するために一般会計より充当される資金のことと、繰入金は、法定と法定外とがあります。

一般会計：基本的な行政サービスを行うための会計。収入には、市税、地方交付税、国庫支出金などがあります。

特別会計：特定の歳入と特定の事業を一般会計と区分して経理することにより、特定の事業や資産運用を管理します。国民健康保険は国民健康保険法第10条により特別会計を設けることが義務付けられています。

法定繰入金：国民健康法で定められており、一般会計より繰入れなければならぬものであり、主なものとしては、国保関係職員給与等、軽減に充当するための保険基盤安定負担金、出産育児一時金支出額の3分の2に相当する額、国保財政安定化支援事業にかかるものなど

法定外繰入金：国民健康法で定められていないが、歳入（国保収入）のみで支払いができない場合に一般会計から繰入れるもの。主なものとしては、保険税収入不足の補填、福祉医療影響額、保健事業費の不足分など

●保険基盤安定負担金

国保税軽減の対象となった被保険者の数に応じて平均保険税額の一定割合を乗じた額を国・県・市町村公費で補填することにより、低所得者を多く抱える市町村国保を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する保険者支援制度。

●事業費納付金

県が県全体の年間医療費と補助金等を見込み、残りを各市町村の医療水準・所得水準・被保険者数等に応じて、市町村ごとの県に支払う納付金の額を算出するもの。

平成30年度からの国保財政の県単位化により、県は市町村の保険給付に必要な療養給付費等を全額支払うかわりに、市町村は県に納付金を納める。

●標準保険税率

県が個々の市町村における被保険者数、医療水準、所得水準等により、各市町村における本来の保険税率を示したもの。

県の示す収納率を確保すると、県に支払う事業費納付金を支払うために必要な額を確保できるもの。

よって、収納率が高ければ保険税率を低くすることができるが、収納率が低い場合は、標準税率以上の保険税率を設定する必要がある。

●産科医療保障制度

制度に加入している分娩機関（分娩を取り扱う病院・診療所・助産所等）で生まれた子どもが、分娩に関して重度脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合にご家族の経済的負担を速やかに保障するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供し、産科医療の質の向上を図る制度